「あおもりイクボス宣言企業」登録実施要領

第１　目　的

　　「イクボス宣言」を行った企業を、県が登録し、その取組を広く公表することにより、

企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資することを目的

とする。

第２　定　義

　　　この要領において「イクボス宣言」とは、次の各号に掲げるものとする。

（１）企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を代表者・

管理職が宣言すること。

（２）イクボスの気運醸成を図る旨の宣言をしているもの。

第３　対　象

　　この要領において、企業とは、県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において

　事業活動を行い、かつ、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体をいう（国及び地

方公共団体を除く。）

第４　登録要件

登録できる企業は、以下の要件を満たしているものである。

（１）企業の代表者・管理職等が、イクボス宣言を行っていること。

（２）企業は、イクボス宣言文、取組内容及びイクボス宣言時の写真を公表すること

に同意すること。

（３）企業は、「労働基準法」（昭和２２年法律第４９号）、「雇用の分野における男女の

均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和４７年法律第１１３号）、「育児

介護等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第７６

号）等の労働関係法令を遵守すること。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律（平成３年法律第７７号）に規

定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

第５　登録申込

登録しようとする企業は、「あおもりイクボス宣言企業」登録申込書（第１号様式）に

必要事項を記入し、関係書類を添えて知事に提出するものとする。

第６　登録

知事は、登録申込みがあった場合、その内容が登録要件を満たすと認められるとき

は、「あおもりイクボス宣言企業」登録企業（以下、「登録企業」という。）として登録する

ものとする。

　２　知事は、前項の規定により登録された登録企業に対し、「あおもりイクボス宣言企業」登

録証（第２号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

　３　登録企業は、登録証を見えやすい場所に掲示するものとする。

第７　登録期間

登録の有効期間は、登録された日から２年間とする。

第８　登録の変更

登録企業は、申請内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から３０日以内に、

　　「あおもりイクボス宣言企業」登録変更届出書（様式第３号）により、知事に届け出なけれ

ばならない。

　第９　登録の辞退

　　　登録企業は、登録を辞退しようとするときは、「あおもりイクボス宣言企業」登録辞退

　　届出書（様式第４号）を速やかに知事に届けなければならない。

　第10　登録の更新

　　　登録の有効期間満了後も引き続き登録を希望する企業は、登録の有効期限が満了する

　　日の３０日前までに、更新の手続を行わなければならない。更新手続には、第４から第

６までの規定を準用する。

第11　登録の取消

　　知事は、登録企業の要件を満たさないと明らかになったとき、その他、適当でない

　と認められる場合は、登録を取り消すことができる。

第12　広報

　知事は、県のホームページ等の広報媒体を利用し、県民に登録企業の名称や取組を広報

するものとする。

第13　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

　この要領は、平成３０年４月１９日から施行する。

第１号様式（要領第４及び10関係）

「あおもりイクボス宣言企業」登録申込書（新規・更新）

年　　月　　日

　青森県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　㊞

イクボス宣言しましたので、あおもりイクボス宣言企業として登録されるよう申込みします。

なお、あおもりイクボス宣言企業実施要領第４に定める登録要件の内容については事実に相違

していないことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 新規・更新の別 | □　新規　□　更新　登録番号第　　　号 |
| 業　　　　　種主として該当するもの一つに☑を付けてください。 | □１　農業、林業　　□２　漁業　　　　　　　□３　鉱業、採石業、砂利採取業□４　建設業　　　　□５　製造業　　　　　　□６　電気・ガス・熱供給・水道業□７　情報通信業　　□８　運輸業、郵便業　　□９　卸売業、小売業□10　金融業、保険業　　□11　不動産業、物品賃貸業□12　学術研究、専門・技術サービス業　　□13　宿泊業、飲食サービス業□14　生活関連サービス業、娯楽業　□15　教育、学習支援業　　□16　医療、福祉□17　複合サービス事業　 □18　サービス業（他に分類されないもの） |
| 連絡先 | ふりがな |  |
| 所属・氏名 |  |
| 電話番号 | 電話 |
| ＦＡＸ番号 | ＦＡＸ |
| メールアドレス |  |
| 関　係　書　類 | イクボス宣言文・取組内容のわかる資料（写真・社内報等） |

第２号様式（要領第６関係）（Ａ４判）



様式第３号（要領第８関係）

「あおもりイクボス宣言企業」登録変更届出書

年　　月　　日

　　青森県知事　殿

郵便番号

所在地

（ふりがな）

企業名

（ふりがな）

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　「あおもりイクボス宣言企業」登録実施要領第８に基づき、下記のとおり、変更します。

記

　１　登録番号　　　　　第　　　　　　　号

　２　変更内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |

様式第４号（要領第９関係）

「あおもりイクボス宣言企業」登録辞退届出書

年　　月　　日

　　青森県知事　殿

郵便番号

所在地

（ふりがな）

企業名

（ふりがな）

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　「あおもりイクボス宣言企業」登録実施要領第９に基づき、登録を辞退したいので、下記のとおり、提出します。

記

　１　登録番号　　　　　第　　　　　　　号

　２　辞退理由

|  |
| --- |
|  |